

函館市固定資産税等過誤納金返還要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税および都市計画税に係る過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5および第18条の3の規定により賦課決定および還付をすることができない過誤納金に相当する額（以下「還付不能額」という。）および当該還付不能額に係る利息に相当する額（以下「利息相当額」という。）を返還金として支出することに関し必要な事項を定め、もって税務行政に対する信頼を確保することを目的とする。

(返還金支出の根拠および対象者)

第2条 返還金の支出は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第232条の2の規定によるものとする。

2 返還金は、還付不能額に係る賦課処分を受けた納税者に支払うものとする。

ただし、相続（包括遺贈を含む。）または合併があった場合の返還金支出の対象者は、その相続人（包括遺贈を含む。）若しくは民法（明治31年法律第9号）第951条の法人または合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人とする。

(返還金の額等)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

還付不能額

利息相当額

2 前項の返還額の額の算定は、課税台帳および収入原簿（滞納繰越簿を含む。）

(以下「課税台帳等」という。)により行うものとする。

3 返還金の支出の決定は、法定納期限の翌日から同日以後20年を経過するまでの期間（地方税法第17条の5の規定により更正または決定をすることが制限される5年間を含む。）内に限り、することができる。

(返還金の通知)

第4条 市長は、返還金の支出を決定したときは、支払を受ける者に対して、その額等を通知するものとする。

(適用除外)

第5条 過誤納金が納付者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等返還金を支払うことが公益上不相当であると認められるときは、返還金を支払わないものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成19年4月1日以後に法定納期限が到来する固定資産税および都市計画税に係る返還金について適用する。